

諮問番号：令和２年度諮問第３３号

答申番号：令和３年度答申第１号

答 申 書

第１ 審査会の結論

山梨市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和２年５月２７日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６２条第３項の規定による保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求については棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第２ 事案概要

１ 事案の骨子

処分庁は、生活保護の適用を受けている審査請求人に対して、収入申告書の提出、住宅扶助費範囲内の住居への転居、生活保護担当者（ケースワーカー）の面談等に応じることについて、法第２７条第１項に基づく指導指示を行ったが、審査請求人は当該指導指示に従わなかった。その後、処分庁は、法第６２条第４項に基づき、弁明の機会の付与に係る通知を審査請求人に送付したものの、審査請求人は指定された期日に出席しなかった。そこで、処分庁は、同条第３項に基づき審査請求人に対して本件処分を行った。

本件は、審査請求人が、本件処分の理由付記が不十分であること等を理由として、本件処分の取消しを求める審査請求を行ったものである。

２ 関連法令等の定め

- (１) 被保護者に対する指導指示については、法第２７条第１項において、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」とされている。当該指導指示は「被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない」（同条第２項）とされ、「第１項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない」（同条第３項）とされている。
- (２) 被保護者の届出の義務については、法第６１条において、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき（中略）

は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならぬ」とされている。

- (3) 指導指示に係る被保護者の義務については、法第62条第1項において、「被保護者は、保護の実施機関が（中略）第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない」とされ、保護の実施機関は、被保護者が当該義務に違反したときは、「保護の変更、停止又は廃止をすることができる」（同条第3項）とされている。また、保護の実施機関が同項の規定により「保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない」とされ、この場合には「あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない」（同条第4項）とされている。
- (4) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）が定められている。

3 前提事実

- (1) 令和元年10月21日、処分庁は、審査請求人に対して生活保護法に基づく生活保護を開始した。
- (2) 令和2年3月19日、処分庁は審査請求人の居宅を訪問したが面談ができなかったため、収入申告書の提出、自動車の廃車、住宅扶助費範囲内の住居への転居、面談・電話連絡に応じることなどを求める指導指示を記載した同月18日付け文書を同人宅の郵便受けに投函した。
- (3) 同年3月26日、審査請求人から軽自動車を売却した旨の通知が処分庁に到達した。
- (4) 同年3月27日、処分庁は審査請求人の居宅を訪問したが面談ができなかったため、収入申告書の提出のための来庁期限を同年4月3日とし、自動車の廃車を除き第2の3（2）と同様の指導指示事項を記載した同年3月27日付け文書を同人宅の郵便受けに投函した。

- (5) 同年4月6日、処分庁は審査請求人の居宅を訪問したが面談ができなかったため、収入申告書の提出のための来庁期限を同月10日として、第2の3(4)と同様の指導指示事項を記載した同年4月6日付け文書を同人宅の郵便受けに投函した。
- (6) 同年4月15日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人に指導指示に従う意思が見られないことから法第27条第1項に基づく文書による指導指示を行うことを決定し、履行期限を同年4月30日として、同年4月15日付けで、「生活保護法第27条による指示について」(以下「4月15日付け指導指示通知」という。)を簡易書留郵便により同人宛に発送した。
- また、同日、処分庁は審査請求人の居宅を訪問したが面談ができなかったため、簡易書留郵便により発送した上記通知と同一内容の通知を同人宅の郵便受けに投函した。
- (7) 同年4月21日、処分庁は審査請求人の居宅を訪問したが面談ができなかった。
- (8) 同年4月28日、処分庁が簡易書留郵便により審査請求人宛に発送した第2の3(6)の通知は、同人が受領しなかったため、保管期限切れにより処分庁に返送された。
- (9) 処分庁は、第2の3(6)の通知による指導指示が期日までに履行されなかったことから、同年5月12日、弁明の期日を同年5月22日午前10時00分、場所を山梨市役所福祉課とし、法第62条第4項の規定に基づき、「生活保護法第62条による弁明の聴取について」(以下「弁明聴取通知」という。)を審査請求人宛に一般書留郵便により発送した。
- (10) 同年5月14日、処分庁は審査請求人の居宅を訪問したが面談ができなかったため、一般書留郵便で発送した第2の3(9)と同一内容の通知を同人宅の郵便受けに投函した。
- (11) 同年5月22日、審査請求人が弁明の期日を欠席したため、処分庁は、同人が弁明の機会を放棄したものとみなした。
- また、同日、処分庁が審査請求人宛に一般書留郵便により発送した弁明聴取通知は、同人が受領しなかったため、保管期限切れにより処分庁に返送された。
- (12) 同年5月27日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人が弁明の機会を放棄したものとみなし、同人に指導指示事項を改善する意思が見られないため、同人の生活保護廃止を決定した。

これを受けて、同日、処分庁は審査請求人に対して、同日付け「保護廃止決定通知書」（以下「廃止決定通知」という。）及び「生活保護廃止について」を一般書留郵便により発送した。

また、同日、処分庁は、審査請求人の居宅を訪問したが、面談ができなかったため、一般書留郵便により発送した上記通知と同一内容の通知を同人宅の郵便受けに投函した。

- (13) 同年6月8日、処分庁は、一般書留郵便により審査請求人宛に発送した廃止決定通知を審査請求人が受領したことを確認した。
- (14) 同年6月10日、審査請求人は山梨県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。
- (15) 同年9月18日、審査庁は本件審査請求に係る諮問書を当審査会に提出した。

4 主な争点

- (1) 本件処分は、違法または不当か。
- (2) 本件処分に係る弁明の機会の付与の手續は、違法または不当か。
- (3) 本件処分は十分な理由付記を欠くものとして、違法または不当か。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 廃止決定通知においては、廃止の理由として「指導指示違反により廃止」としか記載されておらず、指導指示の内容が明示されていないため、理由付記が不十分であり、行政庁の判断の慎重さと合理性が担保されていない（審査請求書）。
- (2) 収入申告書の提出は、法第61条により「収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき」に行わなければならないのであり、収入に変動がない限り申告書を提出する義務はない。調査が必要と考えるのであれば、処分庁は、法第29条に基づき金融機関等に対する調査を行えばよい。（反論書）
- (3) 住宅扶助費範囲内の住居への転居手続きについては承諾しておらず、処分庁の強制的な指導指示である（反論書）。
- (4) 生活保護担当者（ケースワーカー）等との面談については、故意に拒否していない。処分庁の都合で訪問されるため、訪問時に必ず応じることは不可能である。処分庁は、審査請求人の都合を考慮し、日時調整や事前の訪問日時の通知等を行えばよい。（反論書）

- (5) 令和2年6月5日に廃止決定通知を受領するまで、処分庁により郵便受けに投函された4月15日付け指導指示通知及び同年5月12日付け弁明聴取通知を確認していなかった。処分庁は文書による指導指示を行った上で、一方的に弁明の機会の日時を設けているが、審査請求人の都合は一切無視している。(反論書)
- (6) 処分庁が行った指導指示は、法的義務のない任意的なものであり強制力はないことから、本件処分は「恣意的な判断による公権力の濫用によってもたらされた保護の廃止処分」であると思わざるを得ない(反論書)。
- (7) 処分庁が自立の見込みのない被保護者に対して保護の廃止処分を下すことは、法第1条の「日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」という規定及び憲法第25条第2項の「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」という規定の趣旨に反する(反論書)。
- (8) 法第62条第3項は、被保護者への制裁のために設けられた悪意ある規定であり、国家権力を擁護するような規定に有効性はない。また、同項の規定が不正受給対策のための規定であるとしても、法第56条の規定により「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない」のであるから、公務員が公権力を行使し、正当な理由なく制裁を下すために法律を濫用することは公務員職権濫用罪となり認められない。(反論書)
- (9) 生活保護制度は、行政庁の主張による法解釈の効力が強すぎる傾向があり、被保護者は常に法第27条違反による処分に脅かされることになるところ、処分庁が法第62条第3項の規定により保護の廃止処分を下せば、保護を受けていた身元が判明している要保護者が路頭に迷うことになり、法第1条の規定に反する。また、法62条第3項は、憲法第25条に反する。(反論書)

2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は、4月15日付け指導指示通知において、審査請求人に対して、履行期限を明示して法第27条に基づく指導指示を行ったところ、審査請求人は当該期限までに指示事項を履行しなかった。そのため、処分庁は、法第62条第4項に基づき、令和2年5月27日付け弁明聴取通知において、審査請求人に対して弁明の日時及び場所を通知し、弁明

の根拠となる書類等の提出を求めたものの、審査請求人は、処分庁に対し一切の連絡を行うことなく当該期日を欠席した。審査請求人には欠席に係る正当な理由が認められなかったため、処分庁は、審査請求人が弁明の機会を放棄したものとみなし、本件処分を行ったものである。

このように、処分庁は、法第27条に基づく指導指示において、審査請求人に対して指導指示の内容を明示しており、その後、当該指導指示を前提として、法62条第4項に基づく弁明の機会の通知を行った上で、同条第3項に基づき本件処分を行ったのであるから、本件処分の前提となる指導指示の内容については明らかであるといえる。（弁明書）

(2) 処分庁は、ケース診断会議を開催し、経緯及び取扱いの妥当性を十分に検討した上で、本件処分を決定したものであり、本件処分に当たり、判断の慎重さと合理性は担保されている（弁明書）。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

(1) 審査請求人は「金融機関等に対する調査ができることから、被保護者からの収入申告書の提出に固執する必要はない」と主張するが、法第28条第1項において要保護者に対して資産及び収入の状況等について報告を求めることができるとされていることから、まずは本人から正確な報告等をさせて的確に状況を把握することが原則である。また、厚生労働省のホームページには「生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告」と掲載されており、処分庁が審査請求人に対して収入申告書の提出を求めることに違法性はない。

(2) 家賃が住宅扶助範囲を上回るにより最低生活に支障がある場合は、法第27条に基づく指導として転居を指導することも考えられる。法第27条に規定する指導指示は、被保護者に受忍義務を負わせるものであるが、それによって国民の権利・義務、その他法律上の利益に影響を及ぼすものではないので不服申立の対象となる行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為といえない。

(3) 審査請求人は、処分庁が郵便受けに投函した4月15日付け指導指示通知及び5月12日付け弁明聴取通知について、令和2年6月5日までその存在を知らなかったと主張しているが、審査請求人の郵便受けに通

知が投函された場合、社会通念上当該通知は審査請求人に到達したものと考えられ、その効力は発生していると考えられる。

- (4) 審査請求人は、本件処分においては法的根拠に基づく理由説明・正当性が皆無と主張しているが、処分庁は、法に基づく文書指示を行い、審査請求人が文書指示に従わなかったため、弁明の機会を付与した上で、本件処分を行ったものであり、一連の経緯に違法または不当な点は認められない。
- (5) 処分の理由については、保護廃止決定通知に「指導指示違反により廃止します」とあり、具体的な内容が明示されている、それ以前の通知等と比較することにより廃止の理由は理解できることから、本件廃止決定通知における保護廃止理由の記載は、決定に当たり理由付記を求める法及び行政手続法（平成5年法律第88号）の趣旨に反するものではなく、違法とはならない。

第5 審査庁の判断

審理員の意見と同旨

第6 調査審議の経過

令和2年9月18日 審査庁から諮問書提出
令和3年3月31日 審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件審査請求に係る「処分」について

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、本件処分では廃止の理由として「指導指示違反により廃止」としか記載されておらず、理由付記が不十分であることを理由として、令和2年6月1日に福祉事務所長がした「保護廃止」の処分の取消しを求めているところ、指導指示違反を理由として処分庁が行った保護廃止決定処分は令和3年5月27日付けである。

本件処分においては「廃止する時期」が令和2年6月1日とされていることを考慮すれば、審査請求人が本件審査請求においてその取消しを求めている処分は、令和3年5月27日付けの本件処分であると考えることが合理的である。

- (2) よって、処分庁が行った令和3年5月27日付けの本件処分を本件審査請求に係る処分と捉えて審査を行うこととする。なお、特段の言及はないものの、審理員意見書、弁明書及び再弁明書においても同様に捉えられている。

3 本件処分に係る争点について

- (1) 本件処分は、違法または不当か。

ア 本件処分の前提として行われた指導指示は、違法または不当か。

- (ア) 本件処分は、処分庁による指導指示（法第27条第1項）に審査請求人が従わなかったことを理由として、処分庁が審査請求人に対して行った処分（法第62条第3項及び第1項）であり、当該指導指示は本件処分の前提となっていることから、まず、当該指導指示が違法または不当であるかが問題となる。

法第27条第1項に基づく指導指示については、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」（同項）と規定されており、局長通知において、特に必要に応じて同条による指導指示を行う場合として、次の場合等が規定されている（以下一部を抜粋）。

- ① 次官通知第8の1による収入に関する申告（中略）を行わないとき。（第11-2（1）キ）
- ② 最低生活の維持向上（中略）等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。（第11-2（1）シ）
- ③ その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められるとき。（第11-2（1）ス）

そのため、本件処分の前提となった各指導指示が、これらの場合に該当するか否かを検討する。

- (イ) 収入申告書の提出を求める指導指示について

- a 当該指導指示について検討する当たり、まず、どのような場合に収入に関する申告をさせるべきであるのかが問題となるが、この点については、次官通知第8の1において、「収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするとき」、「当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想される時」等に申告させる旨規定されている。また、課長通知においては、これを踏まえて「収入申告の時期等」について類型的な整理がなされており、具体的に、「就

労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月」、「保護の決定実施に必要な場合は、その都度」等と定められている（問（第8の55））。

本件においては、保護開始及び面談の際に、処分庁が審査請求人に対して、毎月山梨市役所福祉課窓口に入収入申告書を提出する必要がある旨伝えてきたにもかかわらず、審査請求人が収入申告書の提出を行わなかったため、処分庁は本件指導指示を行ったことが認められる。収入申告書の提出を毎月求めること自体は、上記次官通知及び課長通知の内容に従った相当なものであり、実際に、審査請求人から収入申告書の提出はなされなかったのであるから、本件指導指示は、局長通知①の「次官通知第8の1による収入に関する申告（中略）を行わないとき」になされたものといえる。

よって、収入申告書の提出を求めた本件指導指示は、違法または不当なものではない。

- b なお、収入申告書の提出について、審査請求人は、法第61条が「収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき」届け出なければならぬと規定していることから、収入に変動がない限り、審査請求人には収入申告書を提出する義務はないと主張する。（反論書）

しかしながら、一般に、生活保護受給者の収入等に変動があつたという事実を処分庁が覚知することには困難が伴うものであり、それ故に、次官通知においては、「当該世帯の収入に変動のあつたことが推定され又は変動のあることが予想される時」に収入に関する申告を行わせるものとし、更に、課長通知においては、「収入申告の時期等」について具体的に類型的な整理を行っているものと解される。

これらの点を考慮すれば、処分庁が次官通知及び課長通知に従って、法第27条第1項に基づく指導指示として審査請求人に対して毎月収入申告書の提出を求めることは違法または不当なものではなく、審査請求人は、法第62条第1項により、法第27条に基づいてなされた指導指示に従う義務を負うのであるから、審査請求人の主張には理由がないというべきである。

- c また、審査請求人は、収入に関する調査が必要なのであれば、処分庁は法第29条に基づき金融機関等に対する調査を行えばよいとも主張する（反論書）。

この点については、法第24条において保護の開始を申請する者は要保護者の収入の状況等を記載した申請書を提出することとされてい

ること、法第61条において被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、その旨を届け出なければならないとされていること、法第28条第1項において保護の実施機関は、保護の決定、実施等のため必要があると認めるときは、要保護者の収入の状況等について報告を求めることができることとされていることを考慮すれば、法は、収入の状況等について、原則として被保護者本人がその内容を明らかにすべきことを要請しているものと解される。

よって、法第29条により処分庁に調査権限が認められているからといって、処分庁が審査請求人に対して収入報告書の提出を求めなくともよいということにはならないため、審査請求人の主張には理由がない。

(ウ) 住宅扶助費範囲内の住居への転居を求める指導指示について

a 審査請求人は、住宅扶助費範囲内の住居への転居手続きについては承諾しておらず、処分庁は、審査請求人に対して、強制的に転居を求める指導指示を行っていると主張する（反論書）。

b ここで、要保護者は、受給額の総額の範囲内であれば、住宅扶助費範囲を超えた住居に居住することが認められるかが問題となる。

(a) この点について、生活保護は、要保護者の「最低限度の生活を保障する」（法第1条）ことを目的とするものであり、それ故、法は、厚生労働大臣の定める生活保護の基準についても、「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」（法第8条第2項）と規定している。また、法は、保護の種類について、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等と定めており（法第11条第1項各号）、これらの領域ごとに扶助を行うこととしている。

これらの規定に鑑みれば、法は、生活や教育、住宅といった領域ごとに要保護者の保護の必要性を精緻に認定し、各領域のいずれにおいても「最低限度の生活」を維持することを要請しているものと解され、仮に、受給額総額の範囲内であれば要保護者は使途を問うことなく扶助費を使用できるとすれば、当該要保護者について、ある領域においては最低限度の生活の需要を超過する扶助を行うこととなり、また、他の領域においては最低限度の生活の需要を満たすのに不十分な扶助を行うこととなってしまう、法の趣旨に反することとなる。

- (b) そこで、要保護者は、受給額総額の範囲内であっても、住宅扶助費範囲を超えた住居に居住することは、原則としてできないものと解される。
- c では、住宅扶助費範囲を僅かでも超過した場合には、要保護者は、住宅扶助費範囲内の住居に転居しなければならないか。
- (a) この点について、前述の法の趣旨からすれば、住宅扶助費範囲を超過している場合であっても、「最低限度の生活」の維持に支障を与えない場合にまで転居を求めることは相当ではないものと解される。
- (b) そして、「最低限度の生活」の維持に支障を与えるか否かについては、住宅扶助費の超過額（以下「超過額」という。）が住宅扶助費に占める割合、超過額が住宅扶助費以外の受給額に占める割合等を勘案しながら決定すべきであると解される。
- d 以上の第7の3（1）ア（ウ）b及びcを踏まえて、本件指導指示が違法または不当であるか検討を行う。
- (a) 本件では、審査請求人は山梨市の住宅扶助費上限額3万円を超える●万●●●●●円の家賃のアパートに居住し、共益費等を含めた費用は●万●●●●●円であることが認められ、超過額は●万●●●●●円となる。また、審査請求人の生活保護費受給額の総額は●万●●●●●円であり、住宅扶助費以外の受給額は、●万●●●●●円－3万円＝●万●●●●●円であることが認められる。そうすると、本件において、超過額が住宅扶助費に占める割合は約●●%となり、超過額が住宅扶助費以外の受給額に占める割合は約●●%となる。
- 超過額が住宅扶助費に占める割合が約●●%であることから、審査請求人は、本来の住宅扶助費の●. ●●倍もの金銭を住宅に支出していることとなり、超過の程度を考慮すると、住宅に関しては、結果的に、最低限度の生活の需要を大幅に超過する扶助がなされていると評価されてもやむを得ない状況にある。
- 他方、超過額が住宅扶助費以外の受給額に占める割合は約●●%であり、本来住宅以外の用途のために支給されている金銭の●割近くが住宅に使用されており、住宅以外の領域においては、最低限度の生活の需要を満たすのに不十分な扶助がなされている危険性が相当程度認められると考えられる。
- (b) よって、本件住居に居住することは、審査請求人の「最低限度の生活」の維持に支障を与えると解することには相当の理由があり、また、審査請求人は処分庁に対してほとんど連絡を行っておらず、

それについて審査請求人に特段の事情も認められないことを併せて考えれば、当該指導指示は、上記局長通知②の「最低生活の維持向上（中略）等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき」になされたものと解される。

- e よって、住宅扶助費範囲内の住居への転居を求めた本件指導指示は、違法または不当なものではない。

(エ) 生活保護担当者（ケースワーカー）との面談等を求める指導指示について

- a 生活保護担当者（ケースワーカー）との面談等は、要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するために行うことが認められているものであると考えられる（訪問調査について、局長通知第12-1を参照）。
- b 本件においては、審査請求人は処分庁からの連絡に対して、ほとんど応答をしていないことが認められ、このような状況においては、処分庁は審査請求人の生活状況を把握することが著しく困難であるから、本件指導指示は、局長通知③の「保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められるとき」になされたものであると認められる。
- c よって、生活保護担当者（ケースワーカー）との面談等を求めた本件指導指示は、違法または不当なものではない。
- d 生活保護担当者（ケースワーカー）等の面談について、審査請求人は、当該面談を故意に拒否した事実はないとした上で、処分庁は事前に日程調整や訪問日時の通知を行えばよいと主張するので、この点についても検討する（反論書）。

本件においては、令和2年3月27日及び同年4月6日に処分庁が審査請求人を訪問したところ不在であったため、処分庁は文書にて指導指示を行い、処分庁への連絡等を求めていたことが認められるが、同年4月15日までに、審査請求人から処分庁に対する連絡及び収入申告書の提出はなされず、審査請求人が処分庁を訪問することもなかったことが認められる（4月15日付け指導指示通知）。他方で、後述第7の3（2）オのとおり、処分庁は、弁明聴取通知において、審査請求人の事情にも一定程度配慮していることが認められる。

このように、処分庁は再三の通知により、審査請求人に対して処分庁への連絡を求めており、審査請求人は処分庁に連絡をすることにより、面談の日程等についても容易に相談することが可能であったにもかかわらず、審査請求人は、少なくとも同年3月27日以降、処分庁

に対する連絡を行っていないのであるから、審査請求人の主張は著しく説得力を欠く主張であるといわざるをえない。

(オ) なお、法第27条第1項に基づく指導指示は「被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない」（同条第2項）とされているため、この点について念のため検討するに、第7の3（1）ア（イ）、（ウ）及び（エ）で検討したことに鑑みれば、本件指導指示はいずれも「必要最少限度」といえるものであり、同項に反することもない。

また、本件指導指示に係る書面のうち4月15日付け指導指示通知については、簡易書留郵便により発送したものが処分庁に返送されているが、同一内容の通知が令和2年4月15日に審査請求人宅の郵便受けに直接投函されており、同人宅の郵便受けは同人の支配圏内と解されることから、同通知は同日をもって同人に到達したものと解され、この点についても問題はない（後述第7の3（2）イを参照）。

(カ) よって、本件処分的前提として行われた指導指示は、違法または不当なものでもない。

イ 本件処分自体は、違法または不当なものか。

(ア) 本件処分的前提としてなされた指導指示に問題がないとしても、本件処分自体が違法または不当であるかが問題となる。

a 前述のとおり、本件では、処分庁は審査請求人に対して指導指示を行っており（法第27条第1項）、審査請求人は当該指導指示に従う義務があるにもかかわらず（法第62条第1項）、それに従っていないことが認められるのであるから、処分庁は「保護の変更、停止または廃止」をすることができることに問題はない（法第62条第3項）。

本件処分は保護の廃止を行う処分であるところ、変更、停止及び廃止の各処分の中から廃止の処分を選択することは、違法または不当か。

b ここで、書面による法第27条の規定による指導指示に被保護者が従わないことにより保護を廃止する場合として、課長通知においては、次の①②等の場合が規定されている（問（第11の1）の答。以下一部を抜粋）。

- ① 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反（中略）があったとき（3（1））
- ② 保護の停止を行うことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき（3（3））

本件では、既に述べたとおり、文書による再三の指導指示にもかかわらず審査請求人はこれに応じていないことが認められるのであるから、①の場合には該当するものと解される。

また、本件では、上記の再三の指導指示にもかかわらず、審査請求人は処分庁にほとんど連絡を行っておらず、少なくとも令和2年3月27日以降、処分庁は審査請求人と連絡をとることができなかったことが認められるところ、審査請求人が処分庁に連絡を行うこと自体は極めて容易なことであると考えられる。他方で、処分庁は審査請求人と連絡がとれなかったことにより、同人の生活状況を把握することができない状況にあり、「生活の維持、向上その他保護の目的達成のために必要」（法第27条第1項）な情報の取得に著しい支障があったといえることができる。これらの事実を考慮すれば、本件は、保護の停止により当該指導指示に従わせることが著しく困難な事案であると評価されてもやむを得ないものと考えられ、本件は、②の場合にも該当するものと考えられる。

(イ) よって、本件処分においては、課長通知の内容に従って保護の廃止が選択されており、当該処分は、違法または不当なものではない。

ウ 以上から、本件処分の前提となる指導指示（法27条第1項）に違法または不当な点はなく、審査請求人が当該指導指示に従わなかったことから、保護の「変更、停止又は廃止」をすることができるところ（法第62条第3項及び第1項）、本件は課長通知により「廃止」を選択する場合に該当するのであるから、保護の廃止を内容とする本件処分は、違法または不当なものとはいえない。

(2) 本件処分に係る弁明の機会の付与の手續は、違法または不当か。

ア 法第62条第4項は、同条第3項の規定により保護の廃止等の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならず、この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならないと規定しているので、これについて検討を行う。

イ まず、本件において、弁明聴取通知はあらかじめ審査請求人に到達したといえるか。

(ア) この点について、審査請求人は、令和2年6月5日に同年5月27日付け廃止決定通知を受領するまで、同年5月12日付け弁明聴取通知を確認していなかったと主張している（反論書）。処分庁が設定した弁明の機会の期日は同年5月22日であることからすれば、審査請

求人は弁明の機会の期日後に弁明聴取通知を知ったとの主張をしているものと思われる。

そこで、弁明聴取通知の到達の意義が問題となる。

(イ) 弁明聴取通知の到達に関しては、当該通知が相手方によって直接受領され、または了知されることを要するものではなく、書面が相手方のいわゆる支配圏内に置かれることをもって足りると解することが相当である（最高裁判所昭和43年12月17日判決・民集22巻13号2998頁参照）。

(ウ) 本件では、処分庁は、令和2年5月12日に同日付け弁明聴取通知を一般書留郵便により審査請求人に発送した上で、同月14日には同一内容の書面を審査請求人の郵便受けに直接投函したところ、同月22日、一般書留郵便については保管期間切れにより処分庁に返送されたことが認められる。

このように一般書留郵便により発送された弁明聴取通知は処分庁に返送されてはいるものの、他方で、同年5月27日に発送された廃止決定通知を審査請求人が受け取った際、同人自身が同人宅の郵便受けを確認していることからすれば、当該郵便受けは、同人の支配圏内にあるものと解される。そうすると、処分庁が直接郵便受けに投函した弁明聴取通知については、投函時（同年5月14日）をもって審査請求人の支配圏内に置かれたといえる。

(エ) よって、弁明聴取通知は、あらかじめ審査請求人に到達したと評価することができる。

ウ 次に、本件通知において、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所が記載されているか否かが問題となるが、本件ではこれらの要件を欠くことはない。

エ したがって、本件処分に係る弁明の機会の付与の手続は、法第62条第4項に反する違法なものではなく、また、不当なものでもない。

オ なお、審査請求人は、処分庁は一方的に弁明の機会の日時を設けており、審査請求人の都合は一切無視していると主張しているが（反論書）、弁明聴取通知においては、「当日やむを得ず出席できない理由があるときは、当福祉事務所へ事前に連絡の上、指示を受けてください」との記載があり、処分庁は審査請求人の事情にも一定程度配慮していることが認められることから、審査請求人の批判は当たらない。

(3) 本件処分は十分な理由付記を欠くものとして、違法または不当か。

ア 審査請求人は、廃止決定通知において、廃止の理由が「指導指示違反により廃止」としか記載されていないため、本件処分は十分な理由付記

を欠く処分であり、本件処分において行政庁の判断の慎重さと合理性が担保されていないと主張する（審査請求書）。

イ 行政手続法第14条が不利益処分における理由付記について規定していることから、本件処分が同条に反するか否かが問題となる。

ウ まず、本件処分に行政手続法第14条は適用されるか。

法第62条第5項において、「第3項の規定による処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない」と規定されているところ、本件処分は、法62条第3項に基づく処分であるから、同条第5項により、行政手続法第14条の適用は排除されない。

エ 次に、本件処分は十分な理由付記を欠く処分として、行政手続法第14条第1項に反するか。

(ア) この点について、一般に法律が行政処分に理由を付記すべきものとしている趣旨は、「処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える」ことにあり、行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、「どの程度の記載をなすべきかは処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである」とされる（最高裁判所昭和38年5月31日判決・民集17巻4号617頁）。

(イ) 本件廃止決定通知においては、処分理由として「指導指示違反により廃止します。」とのみ記載されており、上記判例法理に照らすと、本件理由付記は、その記載内容のみから判断すれば、程度が十分ではないとの批判を受ける余地はありうるところである。

(ウ) しかしながら、本件においては、処分庁は審査請求人に対して、法27条に基づく指導指示であること及び指導指示の内容（収入申告書の提出、住宅扶助費範囲内の住居への転居及び生活保護担当者（ケースワーカー）の面談等に応じること）を具体的に明示して、複数回にわたり指導指示を行っていること（令和2年3月18日付け、同月27日付け、同年4月6日付け及び同月15日付けの各書面）、当該指導指示は書面でなされており、処分庁が事後的に指導指示の内容を修正することは困難であること、当該指導指示の内容からすれば審査請求人がどのように当該指導指示に違反しているかも明らかであること、処分庁は、審査請求人が同年4月15日付けの通知による指導指示に従わなかったことを理由として、令和2年5月12日付けで審査請求人に対して弁明聴取通知を発出していることが認められ、これら

の事実を総合的に考慮すれば、廃止決定通知において「指導指示違反により廃止します。」としか理由が付記されていなかったとしても、処分庁の判断の慎重・合理性は十分担保され、その恣意は抑制されていると評価することができ、また、審査請求人は指導指示の内容を十分知りうるものと考えられるのであるから、本件理由付記は、審査請求人の不服申立の便宜を損なうものでもないと考えられる。

(エ) よって、本件処分は十分な理由付記を欠く処分とまではいうことができず、行政手続法第14条第1項に反しない。

オ したがって、本件処分は、十分な理由付記を欠く違法または不当な処分とはいうことができない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 法第62条第3項の規定は無効か。また、同規定が有効であるとしても、本件処分は法56条に反して違法か。

(ア) 法第62条第3項の規定の有効性について

a 審査請求人は、法第62条第3項は被保護者への制裁のために設けられた悪意ある規定であり、国家権力を擁護するような規定に有効性はないとし、また、同項は、法第1条の目的規定及び憲法第25条に反すると主張する（反論書）。

b この点について、そもそも当審査会には法律の規定の有効性を審査する権限はないため、法第63条第3項の規定の有効性について、当審査会の審査権限は及ばない。

(イ) 本件処分は法56条に反して違法か。

a 審査請求人は、法62条第3項が不正受給対策のための規定として有効であるとしても、法第56条により「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない」とされており、本件処分は正当な理由なく権限を濫用してなされた処分であるとの主張をしているようにも思われる（反論書）。

b この点について、法56条は保護の「変更」について規定しているところ、同条の趣旨が保護の「廃止」に係る本件処分にも及ぶと解するとしても、既に述べてきたように、本件処分は「正当な理由」なく行われた処分ではなく、法56条に反する違法なものでもない。

c なお、審査請求人は、本件処分について公務員職権濫用罪（刑法第193条）も成立しうるとの主張をしているようにも見受けられるが、刑法上の法適用の問題について、本審査会の審査権限は及ばない。

イ 本件処分は、法第1条及び憲法第25条第2項の規定の趣旨に反して違法か。

(ア) 審査請求人は、本件処分について、法第1条及び憲法第25条第2項の規定の趣旨に反したものであるとの主張をしているようにも思われる（反論書）。

(イ) この点について、法第1条は、憲法第25条の理念を受けて「困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」としており、この第1条の目的規定を受けて、法第2条以下で生活保護に係る具体的な規定が置かれているところ、本件処分は、既に述べてきたように法の規定に従ってなされているのであるから、審査請求人の主張には理由がない。

ウ なお、審査請求人のその余の主張は、本件処分の違法性または不当性の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上から、本件処分を行うに際しての審査過程に看過しがたい過誤欠落は認められず、本件処分に違法または不当とすべき事実も認められない。したがって、本件処分に係る審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 信田 恵三

委員 實川 和子

委員 中島 朱美